

平成21年6月12日現在

研究種目：若手研究（B）

研究期間：平成18年度～平成20年度

課題番号：18730053

研究課題名（和文） 鑑定資料の保存と廃棄に関する手続の研究

研究課題名（英文） Research for test sample preservation and disposition

研究代表者

徳永 光（TOKUNAGA HIKARU）

獨協大学・法務研究科・准教授

研究者番号：20388755

研究成果の概要：

日本において再鑑定資料の保存機関・方法・期限等に関するルールがなく、かつ再鑑定の実施の要否は裁判所の裁量に任されているため、被告人側が独自に鑑定の実施を望んでも実現に困難が伴うことが把握された。再鑑定の実施を被告人の権利の一つと捉えないため、再鑑定資料の保存義務という問題が生じてこないのが現状であろう。しかし、当事者主義を採用する以上、残存資料へのアクセス権が認められるべきであり、また再鑑定が、雪冤の決定的証拠となりうることから、有罪確定後、刑期が終了するまでの間における鑑定資料保存の義務づけが必要である。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
平成18年度	900,000	0	900,000
平成19年度	800,000	0	800,000
平成20年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	2,400,000	210,000	2610,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：刑事鑑定 再鑑定 鑑定資料 DNA データベース

1. 研究開始当初の背景

日本では、鑑定資料（犯罪現場に遺留された血液や指紋など個人識別目的で用いられる証拠物、薬物等を指す）の保存と廃棄に関する法律その他の規則が整備されておらず、再鑑定資料の廃棄・費消が争点の一つとなった事案も少なくない。また、DNA データベースの運用開始にあたって、被疑者から採取

した血液や唾液等の廃棄に関する明確な規則が設けられない一方、有罪確定者に対するDNA 鑑定資料の提供についても、ほとんど議論がなされていない状況にある。

近時、足利事件において、DNA 再鑑定により、犯人と被告人は別人であることが判明し、それを契機により再鑑定資料の保存の必要性が注目され始めたといえる。

2. 研究の目的

本研究では、鑑定資料の保存と廃棄に関する手続について、(1) 被告人の防御権及びプライバシー権の観点から理論的に検討し、

(2) 関係機関に対する調査によって、運用実態を把握すると共に、(3) 必要な立法および運用指針を検討することを目的とする。

3. 研究の方法

(1) 主にアメリカ合衆国の法律および判例を調査し、鑑定資料の保存がどのような理論の下で行われているかを整理する。また、当事者の委嘱による専門家証人制度を採用する国と鑑定人制度を採用する国とにおける違いの有無を検討する。

(2) 上記の国における運用実態を調査することにより、法制度と運用の整合性を確認する。

(3) 日本の弁護士および法医学者に対する聴き取り調査、アンケート調査を実施する。質問項目は、①警察の鑑定機関と大学機関との違い(独自の指針の有無、予算、設備、監督機構等)、②第三者的機関の設置の必要性および可能性、③学会の公表するガイドラインの効果、④再鑑定資料の保管状況などである。

4. 研究成果

(1) アメリカ合衆国に関する調査

アメリカ合衆国といっても州により違いはあるが、本調査では、イリノイ州、マサチューセッツ州、ニューヨーク州の法制度および運用実態に関する調査を行った。イリノイ州は、DNA 鑑定により発覚した冤罪事件の数の多さから、州知事が死刑執行の猶予を命じた州である点で注目される。マサチューセッツ州は、有罪確定後のDNA 鑑定、鑑定資料保存等に関する法律を作成していない、合衆国の中では少数派の州である。ニューヨーク州は、イノセンス・プロジェクトの本部のある州である。

①イリノイ州における調査

イリノイ州においては、裁判所の証拠保管係を訪問し、裁判係属中および確定後における、証拠の保管の連鎖がどのように確保され、またどのように連鎖が証明されるのかについて調査を行った。証拠の移転の経過はすべて、証拠物を渡す側と渡される側の人間が立会い、内容を書面に記録するという方法が採

られていた。この書面により、証拠物の移転状況、立ち会った人物、証拠物の所在が分かるようになっていた。なお調査した他の州においても、同様の方法が取られていた。

イリノイ州では、裁判確定後の証拠物は、禁制品等一部を除き、裁判所において保管されており、廃棄に裁判官の命令が必要とされている点が注目された。

ただし、証拠保管設備は近代的とはいえず、空調も良い状態ではなかった。法律上は、保管が義務づけられたとしても、その保管条件について法は何も述べていないため、必要性はあるものの、必ずしも冷蔵庫や特別な空調設備は設けられていない。現実問題として予算の制約があるとのことであった。

その他、死刑廃止同盟を訪問し、死刑事件の一般的な誤判原因に関して説明を受けた。その一つとして、科学証拠の誤りや専門家証人の虚偽報告が深刻であるとの説明を受けた。合衆国において鑑定人の党派性は依然大きな問題として残っているようである。

②マサチューセッツ州における調査

マサチューセッツ州では、有罪確定者のDNA 鑑定実施請求権は法律上規定されていない。また、鑑定資料保存を義務づける規定もない。しかし、研究所が認定を受けるにあたり、その要件として、詳細なマニュアルの遵守が要求されている。そのマニュアルの中には、鑑定資料の(可能な限りの)保存に関する具体的な指示も含まれている。ボストン警察の法科学研究所には、鑑定資料の保管が厳密に行われているとのことであった。ただし、資料が研究所の手を離れ、他の機関に移転した場合、それ以降の保管についての適切さは保障しがたいとのことであった。

さらに、パブリック・ディフェンダー事務所での聴き取りにおいては、鑑定資料が微量の場合は、裁判所を介して、捜査機関側の鑑定に被疑者側専門家が立ち会うか、あるいは裁判所委嘱の専門家が鑑定を実施するという実務が確立されているとの説明を受けた。鑑定資料の費消により再鑑定が実施不能になるという問題は、ほとんど認識されていない様子であった。このように、マサチューセッツ州では、法律によらない形式での資料保存と被告人への提供という方法を知ることができた。

③鑑定資料の保存の実態

ニューヨーク州では、イノセンス・プロジ

エクトにおいて再鑑定資料の保存問題を取り扱っている研究者と面会し、合衆国の現状を調査した。アメリカ合衆国では、200件を超える事件において冤罪が明らかになっているものの、再審請求段階において、検査資料が残っておらず、再鑑定の実施が不可能となるケースは、日本と同様にある。有罪確定者の再鑑定請求権が確立されつつある中で、鑑定資料の保存の確保が大きな課題となっている状況が把握できた。

(2) DNA データベースについて

①採取対象者の拡大

連邦では、DNA 資料の採取対象が、一定の犯罪での有罪確定者から、軽微な犯罪での有罪確定者、あるいは被疑者段階での採取へと拡大されつつある。DNA データベースは、犯罪捜査の観点からみれば、規模が大きいに超したことはないのは明らかである。他の国と同様、いったんデータベースが構築されると、際限なく拡大してしまう危険性が生じるのはアメリカ合衆国でも同様である。

2009年2月に、ヨーロッパ人権裁判所は、無罪者のDNA プロファイルおよびサンプルを抹消せず、データベース上に登録したまま残すというイギリスのシステムについて、ヨーロッパ人権条約に反すると判示した。無罪者の情報は抹消すべきという判断は重視すべきであるが、一方、被疑者からのDNA サンプル採取について問題としていない点についてどのように評価すべきか、検討の余地が残る判断であった。

他の国では、DNA サンプル自体の保存が大きな問題となっている。日本ではあまり議論されていない点である。DNA サンプルにはあまりに多くの個人情報が含まれること、犯罪捜査にとってDNA プロファイルのみ存在すれば足りること、将来、新たな鑑定手法が開発されたときのためにDNA サンプルを残したとしても、すべてを再検査し直すことは、物理的・予算的に考えて不可能であることを考慮すれば、DNA サンプル自体を保存することに合理性は見いだせない。データベースを運用せざるを得ないとしても、少なくとも、検査後の被疑者のサンプルは廃棄すべきである。

②DNA データベースに登録すべき検査結果の品質保証

アメリカ、カナダ、イギリス等、諸外国においては、DNA データベースに検査結果を登録するための条件として、第三者的機関によ

る認定を受けることが要求されている。認定の要件として、上述のとおり、生体資料の保存期間、保存場所、廃棄手続きについても具体的にルール化されており、それに従った運用が求められる。信頼性の欠けるデータが部分的にでも登録されてしまうと、データベース全体の信頼性が落ちてしまう。日本においても早急に、独立した第三者的機関による認定を資格要件とすべきである。

(3) 日本の状況

①刑事施設被収容者による再鑑定の実施

足利事件を素材として、刑事施設の被収容者が当人の生体資料を用い鑑定を実施しようとした場合に、現在の制度では資料の真正立証に関して障害が生じることが明らかになった。

②再鑑定資料の保存

再審請求事件について、鑑定資料の保存状況に関する聴き取り調査を行った。日本では、再審請求のために利用可能な鑑定資料の有無その所在を突き止めること自体が容易でないという実態があり、それは、鑑定資料の保存あるいは費消した経過が一元的に管理されていないことに起因するのではないかと考えられる。

(4) 今後の成果の公表予定

鑑定資料の保存についてアメリカ合衆国のイノセンス・プロジェクトが示すモデル案と、実際の各州の法律との比較検討を行い公表する予定である。また、確定判決後の鑑定資料の保存方法・期間等を含め、包括的なルールを提案する予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

- ① 徳永光、被告人による再鑑定の機会の保障、法学セミナー、124、平成20年(2008年) 無
- ② 徳永光・笹森学、DNA 鑑定における品質保証の確保、DNA 多型、15巻、平成19年(2007年) 349-353

[学会発表] (計1件)

- ① 徳永光・笹森学、DNA 鑑定における品質保証の確保、2006年DNA 多型学会

〔図書〕（計2件）

- ① 徳永光、第4部 事例研究 第4章 松戸市会社員殺人事件、福島至編著『法医鑑定と検死制度』、日本評論社、平成19年（2007年）、347-358
- ② 徳永光、鑑定試料の保存と証拠能力、福島至編著『法医鑑定と検死制度』、日本評論社、平成19年（2007年）、85-116

6. 研究組織

(1) 研究代表者

徳永 光 (TOKUNAGA HIKARU)
獨協大学・法務研究科・准教授
研究者番号：20388755

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし